

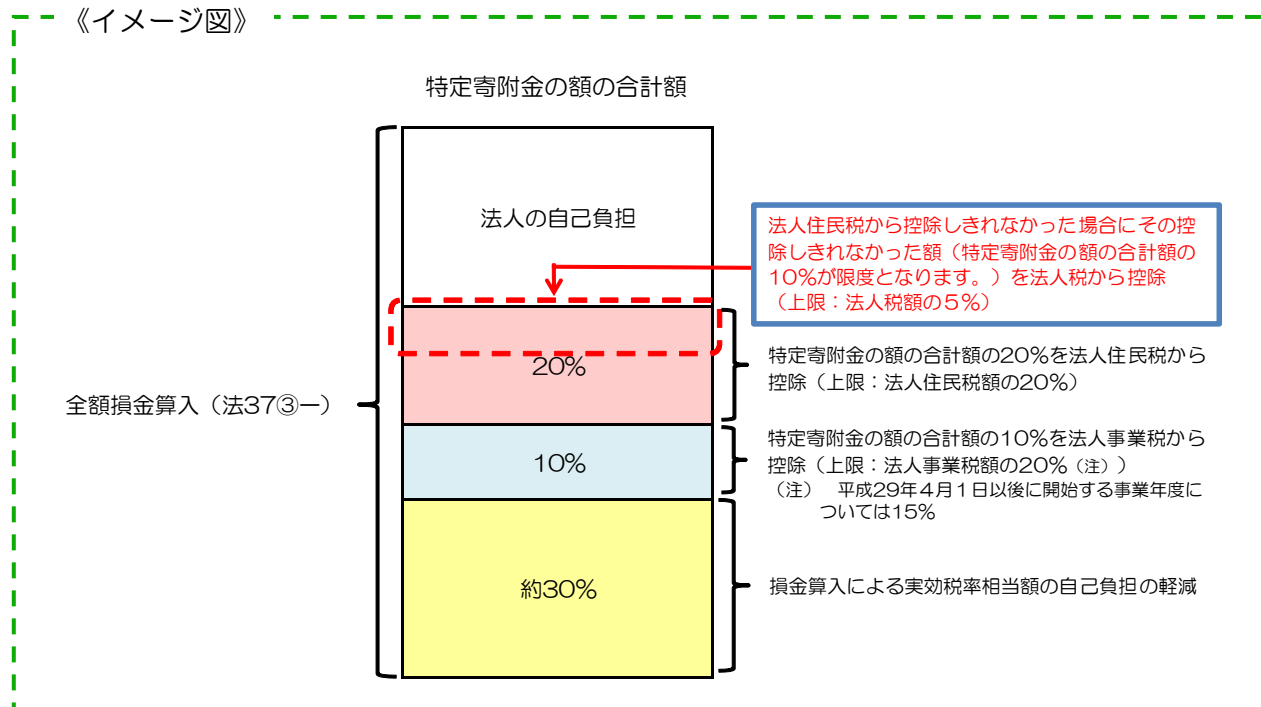
IV 税額の計算に関する改正

1 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、改正地域再生法の施行の日（平成 28 年 4 月 20 日）から平成 32 年 3 月 31 日までの間に、地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してその認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金（以下「特定寄附金」といいます。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度の所得に対する調整前法人税額から、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の 20%相当額からその特定寄附金の支出について地方税法の規定により道府県民税及び市町村民税（都民税を含みます。）の額から控除される一定の金額を控除した金額（その金額がその事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の 10%相当額を超える場合には、その 10%相当額となります。）の法人税額の特別控除ができることとされました（措法 42 の 12 の 2 ①）。

《イメージ図》



(1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する法人です（措法 42 の 12 の 2 ①）。

(2) 適用対象寄附金（特定寄附金）

イ 支出時期

改正地域再生法の施行の日（平成 28 年 4 月 20 日）から平成 32 年 3 月 31 日まで（措法 42 の 12 の 2 ①）

ロ 支出先

地域再生法第 8 条第 1 項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」といいます。）（措法 42 の 12 の 2 ①）

ハ 寄附の内容

認定地方公共団体が行ったまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(注)に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除きます。）（措法 42 の 12 の 2 ①）

（注） その認定地方公共団体の作成した地域再生法第 8 条第 1 項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第 5 条第 4 項第 2 号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいいます。

(3) 税額控除限度額

本制度による税額控除限度額は、次の算式により計算した金額のうちいずれか少ない金額となりますが、税額控除限度額が控除の適用を受けようとする事業年度の所得に対する調整前法人税額の 5 %相当額を超える場合は、その 5 %相当額が限度とされます（措法 42 の 12 の 2 ①、措令 27 の 12 の 2 ①）。

（算 式）

(1) 特定寄附金の額(注1)の合計額 × 20% − その特定寄附金の支出について法人住民税(注2)から控除される一定の金額

(2) 特定寄附金の額(注1)の合計額 × 10%

（注 1） その事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限りです。

（注 2） 道府県民税及び市町村民税（都民税を含みます。）をいいます。

申告に当たっての注意点

本制度の適用を受けるためには、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、その明細書に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する一定の書類を保存する必要があります。この場合において、控除される金額は、その確定申告書等に添付された明細書に記載された特定寄附金の額を基礎として計算した金額に限られます（措法 42 の 12 の 2 ②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 3）。

〔施行時期〕

改正地域再生法の施行の日（平成 28 年 4 月 20 日）から施行されます（改正法附則 1 十二）。

2 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

(1) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度

青色申告書を提出する法人が、適用年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。）をいいます。以下同じです。）において、基準雇用者数(注1)が 5 人以上（中小企業者等(注2)である場合には、2 人以上）であることにつき所定の証明がされたなど一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事

業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の所得に対する調整前法人税額の 10%（中小企業者等(注2)である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 2 ①）。

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{基準雇用者数(注1)}$$

(注1) 基準雇用者数とは、適用年度終了の日における雇用者の数からその適用年度開始の日の前日における雇用者（その適用年度終了の日において高年齢雇用者に該当する者を除きます。）の数を減算した数をいいます（旧措法 42 の 12 の 2 ⑤四）。以下同じです。

なお、その適用年度において次の(2)の適用を受ける場合には、基準雇用者数から(2)の適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数（(2)（注4）参照）を控除します。

(注2) 中小企業者等とは、9 ページⅢ 2【制度の概要】の（注1）と同じです。以下同じです。

(2) 拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で拡充型計画(注1)又は移転型計画(注2)の認定を受けたもの（以下「認定事業者」といいます。）であるものが、適用年度において、基準雇用者数が5人以上（中小企業者等である場合には、2人以上）であることにつき所定の証明がされたなど一定の要件を満たす場合で、かつ、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の所得に対する調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)又は旧措法第42条の12《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 2 ②）。

$$\text{地方事業所税額控除限度額} = 50 \text{ 万円(注3)} \times \text{地方事業所基準雇用者数(注4)}$$

(注1) 拡充型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（旧措法 42 の 12 ①）。以下同じです。

(注2) 移転型計画とは、地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業に関する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいいます（旧措法 42 の 12 ②一）。以下同じです。

(注3) 要件の一部を満たさない場合は 20 万円となります。

(注4) 地方事業所基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人が地方活力向上地域において整備した地域再生法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」といいます。）のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数をいいます（旧措法 42 の 12 の 2 ⑤五）。以下同じです。

(3) 移転型計画の認定を受けた法人に対する特例

青色申告書を提出する法人で認定事業者（移転型計画の認定を受けた法人に限ります。）であるもののうち上記(2)の適用を受ける又は受けたものが、その適用を受ける事業年度以後の各適用年度において、雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業を行っている場合には、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度の所得に対する調整前法人税額の 30%相当額（上記(1)若しくは(2)又は旧措法第42条の12《地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除》の制度による特別控除額がある場合には、これらの金額を控除した残額）が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 2 ③）。

$$\text{地方事業所特別税額控除限度額} = 30 \text{ 万円} \times \text{地方事業所特別基準雇用者数(注)}$$

(注) 地方事業所特別基準雇用者数とは、適用年度開始の日から起算して2年前の日からその適用年度終了の日までの間に移転型計画の認定を受けた法人のその適用年度及びその適用年度前の各事業年度のうち、その計画の認定を受けた日以後に終了する各事業年度のその法人が地方活力向上地域に移転して整備した特定業務施設のみをその法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として所定の証明がされた数の合計数をいいます（旧措法 42 の 12 の 2 ⑤十）。以下同じです。

〔改正の内容〕

(1) 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度の見直し等

イ 税額控除限度額の計算の基礎となる雇用者数の見直し

〔制度の概要〕の(1)の税額控除限度額の計算について、特定地域基準雇用者数(注1)を基礎として計算することとされました。ただし、その特定地域基準雇用者数が適用年度の基準雇用者数(注2)を超える場合には、その基準雇用者数とされます(措法42の12①)。

(算 式)

$$\text{税額控除限度額} = 40 \text{ 万円} \times \text{特定地域基準雇用者数 (注1)}$$

(注1) 特定地域基準雇用者数とは、適用年度開始の日において地域雇用開発促進法に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する事業所(*)においてその適用年度に新たに雇用された次の要件を満たす雇用者でその適用年度終了の日においてその事業所に勤務するものの数(その数とその事業所のみをその法人の事業所とみなした場合におけるその適用年度の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します。)として所定の証明がされたものをいいます(措法42の12⑤五)。

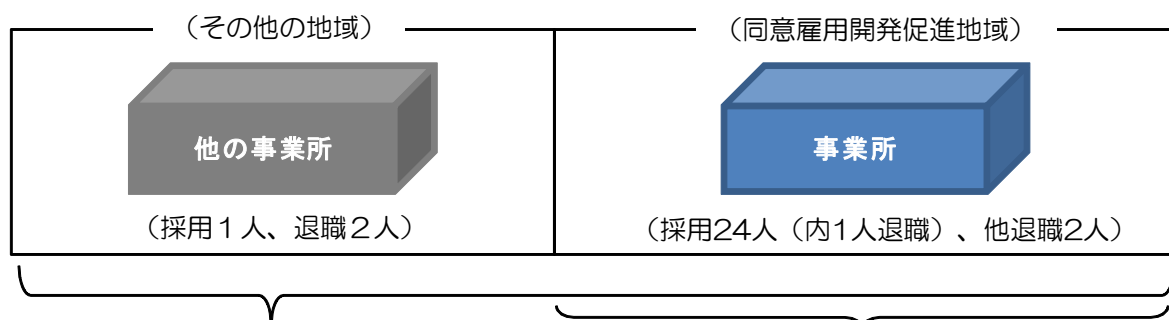
(イ) その法人との間で労働契約法第17条第1項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること(無期雇用)

(ロ) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者でないこと(フルタイム)

(*) その適用年度において〔制度の概要〕の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る特定業務施設を除きます。

(注2) その適用年度において〔制度の概要〕の(2)の適用を受ける場合には、その適用に係る地方事業所税額控除限度額の計算の基礎となった地方事業所基準雇用者数を控除します。

《イメージ図》



法人の事業所全体の
①基準雇用者数(20人)

同意雇用開発促進地域内の事業所のための
②新規雇用者の増加数(23人)
※ 上記(注1)(イ)及び(ロ)を満たす新規雇用者に限ります。
③基準雇用者数(21人)

- (1) 〔特定地域基準雇用者数〕 = 21人 (23人 - (23人 - 21人))
※ ②が③を超えるため、②から超える部分の数を控除する。
- (2) 〔基準雇用者数〕 = 20人
- (3) 〔税額控除限度額〕 = 40万円 × 20人
※ (1)が(2)を超えるため(2)により計算する。

ロ 適用期限の延長

〔制度の概要〕の(1)について、適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました(措法42の12①)。

ハ その他

合併、分割等があった場合の基準雇用者数等の調整計算について、所要の整備が行われました（措令 27 の 12⑨）。

(2) 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備

〔制度の概要〕の(1)から(3)までについて、措法第 42 条の 12 の 4 《雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除》の制度と重複して適用することができることとされました。詳細については、次の「3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備」の〔改正の内容〕をご参照ください。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 2）。

〔適用時期〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 85）。

3 雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の整備

〔制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（旧措法第 42 条の 12 の 2 《雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける事業年度、合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。）において国内雇用者（注 1）に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給増加額（注 2）の基準雇用者給与等支給額（注 3）に対する割合が増加促進割合（注 4）以上であるなど一定の要件を満たすときには、次の算式により計算した金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、適用年度（本制度の適用を受けようとする事業年度をいいます。以下同じです。）の所得に対する調整前法人税額の 10%（中小企業者等（注 5）である場合には、20%）相当額が限度とされています（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。

$$\text{税額控除限度額} = \text{雇用者給与等支給増加額（注 2）} \times 10\%$$

（注 1） 国内雇用者とは、法人の使用人（その法人の役員の特殊関係者及び使用人兼務役員を除きます。）のうち国内の事業所に勤務する一定の雇用者をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②一）。以下同じです。

（注 2） 雇用者給与等支給増加額とは、雇用者給与等支給額（注 6）から基準雇用者給与等支給額（注 3）を控除した金額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ①）。以下同じです。

（注 3） 基準雇用者給与等支給額とは、基準事業年度（平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②四）。

（注 4） 増加促進割合とは、次の適用年度の開始日の区分に応じそれぞれ次の割合をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②五）。

適用年度の開始日	増加促進割合
～平 27. 3. 31	2 %
平 27. 4. 1～平 28. 3. 31	3 %
平 28. 4. 1～平 29. 3. 31	4 %（3 %）
上 記 以 外	5 %（3 %）

※ 表中の括弧書の割合は、中小企業者等（注 5）である場合に適用されます。

(注5) 中小企業者等とは、9 ページⅢ 2【制度の概要】の(注1)と同じです。

(注6) 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります。）をいいます（旧措法 42 の 12 の 4 ②三）。以下同じです。

〔改正の内容〕

○ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度との重複適用措置の整備

措法第 42 条の 12《特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除》の制度と重複して適用することができることとされ、重複して適用する場合には、本制度における税額控除限度額の計算の基礎となる雇用者給与等支給増加額は、同条の制度における税額控除限度額の計算の基礎となる特定地域基準雇用者数、地方事業所基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数(注)の算定の基礎となった者に対する給与等の支給額として次の算式により計算した金額を控除した金額とされました（措法 42 の 12 の 4 ①、措令 27 の 12 の 4 ①）。

(注) 16 ページⅣ 2【改正の内容】の(1)イ（注1）並びに 15 ページⅣ 2【制度の概要】の(2)（注4）及び(3)（注）と同じです。以下同じです。

（算 式）

$$\begin{array}{l} \text{雇用者給与等支給増加額} \\ \text{から控除する金額} \end{array} = ((1) + (2)) \times 30\%$$

(1) : 適用年度に係る次の金額

$$\begin{array}{l} \text{雇用者 1 人当たりの} \\ \text{給与等支給額(注1)} \end{array} \times \left[\begin{array}{c} \text{特定地域基準雇用者数} \\ + \\ \text{地方事業所基準雇用者数} \end{array} \right]$$

(2) : 適用年度前各事業年度(注2)に係る次の金額の合計額(注3)

$$\begin{array}{l} \text{雇用者 1 人当たりの} \\ \text{給与等支給額(注4)} \end{array} \times \text{地方事業所基準雇用者数(注5)}$$

(注1) (1)における雇用者 1 人当たりの給与等支給額とは、適用年度の雇用者給与等支給額をその適用年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額をいいます（措令 27 の 12 の 4 ①一）。

(注2) 適用年度前各事業年度とは、その適用年度開始の日前に開始した各事業年度をいいます。以下同じです。

(注3) 次の場合のいずれにも該当する場合に計算します（措令 27 の 12 の 4 ①二）。

イ 適用年度において、移転型計画の認定を受けた法人に対する特例（15 ページⅣ 2【制度の概要】の(3)の特例です。）の適用を受ける場合

ロ 適用年度前各事業年度において拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例（15 ページⅣ 2【制度の概要】の(2)の特例です。）の適用を受けた場合

(注4) (2)における雇用者 1 人当たりの給与等支給額とは、適用年度開始の日前に開始した事業年度で拡充型計画又は移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の適用を受けた事業年度の雇用者給与等支給額をその事業年度終了の日における雇用者の数で除して計算した金額をいいます（措令 27 の 12 の 4 ①二）。

なお、その事業年度において本制度の適用を受けなかった場合には、適用年度に係る比較雇用者給与等支給額(*)を雇用者給与等支給額として計算することができます（措令 27 の 12 の 4 ③）。

(*) 比較雇用者給与等支給額とは、適用年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます（措法 42 の 12 の 4 ②六）。

(注5) 適用年度における移転型計画の認定を受けた法人に対する特例の適用に係るその移転型計画の特定業務施設（15 ページⅣ 2【制度の概要】の(2)（注4）の特定業務施設と同じです。以下同じです。）のみを特定業務施設とした場合における適用年度前各事業年度の地方事業所基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除します（措令 27 の 12 の 4 ②）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 15 の 5）。

〔適用時期〕

平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則 85）。

4 その他

○ 税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 5 ①、68 の 10 ①、措令 27 の 5 ①、旧措規 20 の 2、22 の 24、改正法附則 86、107、平 23 財務省告示第 219 号、平 28 財務省告示第 103 号） （措法 42 の 5 ②、68 の 10 ②、改正法附則 86 ①、107 ①） （措法 42 の 5 ①、68 の 10 ①）	○ 対象資産について、次のとおり見直しが行われました。 イ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却（9 ページⅢ 3 (1) 参照）と同様の改正が行われました。 ロ 車両運搬具が除外されました。 ○ 適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。	9 ページⅢ 3 (1) の適用時期等と同じとなります。 同 上 —
(2) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（旧措法 42 の 10 ③④⑩、68 の 14 ③④⑪、旧措令 39 の 44 ②、改正法附則 85） （旧措法 42 の 10 ⑤⑫、68 の 14 ⑤⑬、旧措令 27 の 10 ④⑤、39 の 44 ④～⑥、改正法附則 88 ②、109 ②）	○ 繰越税額控除制度が廃止されました。 ○ 連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取戻し課税制度が廃止されました。	平 28.4.1 前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。なお、同日前に開始した事業年度において控除しきれなかった金額については、同日以後に開始する事業年度において調整前法人税額から控除することができません。 連結子法人が連結納税の承認を取り消された場合におけるその連結子法人の取消日前 5 年以内に開始した各連結事業年度のうち平 28.4.1 前に開始した連結

改正事項	改正の内容	適用時期等									
(措法42の10①、68の14①)	○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	事業年度において税額控除された金額については、従来どおり適用されます。 —									
(3) 国際戦略総合特別区域において機械等を取 得した場合の法人税額 の特別控除 (措法42の11 ②、68の14の2②、改正 法附則89①、110①) (旧措法42の11③④⑩、 68の15③④⑩、旧措令39 の45③、改正法附則85) (旧措法42の11⑤⑫、68 の15⑤⑫、旧措令27の11 ③④、39の45⑤～⑦、改 正法附則89②、110②) (措法42の11①、68の14 の2①)	○ 税額控除率が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び開発研究用器具備品</td><td>15%</td><td>12%</td></tr> <tr> <td>建物等及び構築物</td><td>8%</td><td>6%</td></tr> </tbody> </table> ○ 繰越税額控除制度が廃止されました。 ○ 連結納税の承認の職権取消しがあった場合の税額控除の取 戻し課税制度が廃止されました。 ○ 適用期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。	区 分	改正前	改正後	機械装置及び開発研究用器具備品	15%	12%	建物等及び構築物	8%	6%	平28.4.1以後に取得等 をする特定機械装置等 について適用され、同日 前に取得等をした特定 機械装置等について は、従来どおり適用さ れます。 平28.4.1前に開始した 事業年度分の法人税に ついては、従来どおり 適用されます。なお、 同日前に開始した事業 年度において控除しき れなかった金額につい ては、同日以後に開始 する事業年度において 調整前法人税額から控 除することができませ ん。 連結子法人が連結納税 の承認を取り消された 場合におけるその連結 子法人の取消日前5年 以内に開始した各連結 事業年度のうち平28. 4.1前に開始した連結 事業年度において税額 控除された金額につい ては、従来どおり適用 されます。 —
区 分	改正前	改正後									
機械装置及び開発研究用器具備品	15%	12%									
建物等及び構築物	8%	6%									
(4) 特定中小企業者等が 経営改善設備を取得し た場合の法人税額の特 別控除 (措令27の12の3 ①六、旧措令27の12の3 ①六九)	○ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償 却 (10ページⅢ3(4)参照) と同様の改正が行われました。	—									

改正事項	改正の内容	適用時期等
(5) 生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（旧措法42の12の5、68の15の6、旧措令27の12の5、39の47、旧措規20の10、改正法附則91、114）	○ 本制度は適用期限をもって廃止されました。なお、適用期限は次のとおりです。 イ 税額控除率の上乗せ措置 平成28年3月31日 ロ イ以外の措置 平成29年3月31日	平28.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。 平29.4.1前に取得等をした特定生産性向上設備等については、従来どおり適用されます。